

岡学園トータルデザインアカデミー学則

第1章 総 則

第1条 本校は高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において服飾・家政課程、文化・教養課程に関する専門教育を施すと共に、生徒の教養を深め人格を高めることを目的とする。

第2条 本校は岡学園トータルデザインアカデミーという。

第3条 本校の位置は、長野市岡田町96番地の5号に置く。

第2章 課程・科修業年限収容定員及び教育課程

第4条 本校の課程・科の修業年限・収容定員は別表1の通りとする。
本校の課程・科は、単位制による全日制とする。

第5条 本校の教育課程は別表2の通りとする。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日～7月31日

第2学期 8月1日～12月31日

第3学期 1月1日～3月31日

第8条 本校の休業日は次の通りとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (2) 日曜日
 - (3) 夏期休業 7月25日～8月18日
 - (4) 冬期休業 12月26日～1月10日
 - (5) 春期休業 3月26日～4月7日
 - (6) その他校長の定める日
2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情がある時は、前項にかかわらず休業日に授業を行う事がある。
 3. 非常変災その他急迫の事情がある時は臨時に授業を行わない事がある。

第4章 授業日時数、始業終業の時刻及び教職員組織

第9条 本校の授業日数は次の通りとする。

	ファッション科		デザインビジネス科	
	ファッションクリエイターコース	ファッションスタイリングコース	グラフィックデザインコース	イラストデザインコース
(1) 年間授業日数	200日	200日	200日	200日
(2) 年間授業時間数	850時間	850時間	850時間	850時間
(3) 1週授業日数	5日	5日	5日	5日

	長野プロデュース科	高度専攻科
	(1) 年間授業日数	200日
(2) 年間授業時間数	850時間	850時間
(3) 1週授業日数	5日	5日

第10条 本校の始業及び終業の時刻は次の通りとする。

服飾・家政専門課程

午前9時半～午後3時半（昼間部）

文化・教養専門課程

午前9時半～午後3時半（昼間部）

2. 前項の時刻は季節により多少変更する事がある。

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 5名以上
- (3) 助手 1名以上

第5章 入学、退学、休学及び転学

第12条 生徒の入学は毎学年の始めとする。

第13条 入学資格は次の通りとする。

1. 服飾・家政専門課程ファッション科（ファッションクリエイターコース及びファッションスタイリングコース）、文化・教養専門課程デザインビジネス科（グラフィックデザインコース及びイラストデザインコース）、長野プロデュース科の入学資格は、高等学校卒業若しくはこれに準ずる学力を有する者で校長が適当と認める者。
2. ファッション科2年（ファッションクリエイターコース及びファッション

スタイリングコース)、デザインビジネス科2年(グラフィックデザインコース及びイラストデザインコース)、長野プロデュース科2年への編入学資格は、他の専門学校に於いて専門課程を1年以上修了した者、又は校長が適当と認める者。

3. ファッション科3年(ファッションクリエイターコース)、デザインビジネス科3年(グラフィックデザインコース及びイラストデザインコース)、への編入学資格は、他の専門学校に於いて専門課程を2年以上修了した者、又は校長が適当と認める者。
4. 服飾・家政専門課程高度専攻科、文化・教養専門課程高度専攻科の入学資格は、当校のファッション科(ファッションクリエイターコース及びファッションスタイリングコース)、デザインビジネス科(グラフィックデザインコース及びイラストデザインコース)、長野プロデュース科を卒業または短期大学・4年制大学・専門学校卒業若しくはこれに準ずる能力を有するもので校長が適当と認める者。

第14条 入学志願者は所定の入学願書(別紙1)を校長に提出しなければならない。

第15条 校長は入学志願者が定員を超過したときは、入学者の選抜を行う。

第16条 入学を許可されたる者は、速やかに所定の誓約書(別紙2)及び住民票を校長に提出しなければならない。

第17条 退学及び休学しようとする者は、退(休)学願(別紙3)を校長に提出し、その許可を得なければならない。

2. 転学は原則として認めない。

第6章 学習評価、課程修了の確定及び卒業

第18条 学習の評価及び単位修得に関する事項は校長が別にこれを定める。

第19条 課程修了の認定は、修業年限以上在籍し、かつ、学科ごとに定める卒業認定単位数以上の単位を修得した者に対し、校長が認定する。

第20条 前条の規定により、生徒が本校所定の課程を修了したと認められる時は、校長は専門士の称号及び卒業証書(別紙4)を授与する。

第7章 授業料、入学金その他費用徴収

第21条 入学金及び施設維持費並びに、授業料の年額は次の通りとする。

	ファッション科		デザインビジネス科	
	ファッションクリエイターコース	ファッションスタイリングコース	グラフィックデザインコース	イラストデザインコース
(1) 入学金	250,000 円	250,000 円	250,000 円	250,000 円
(2) 施設・維持費	230,000 円	230,000 円	230,000 円	230,000 円
(3) 授業料	720,000 円	720,000 円	720,000 円	720,000 円

	長野プロデュース科	高度専攻科
	(1) 入学金	250,000 円
(2) 施設・維持費	230,000 円	230,000 円
(3) 授業料	720,000 円	720,000 円

2. 前項に定める授業料その他は、前年度の3月31日までに納入しなければならない。

第22条 すでに納入した授業料、入学金等は理由のいかんにかかわらず返還しない。

第8章 賞 罰

第23条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

第24条 校長は、教育上必要があるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

2. 前項の懲戒は訓戒、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は次の各号の一に該当するものに限る。
 - (1) 性行不良、改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者。

第9章 健康診断

第25条 教職員及び生徒の健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

付 則

1. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則は、平成 31 年 4 月の入学生から適用し、この学則の施行前に入学した生徒については、なお従前の例による。
3. この学則について、必要な事項は校長が別に定める。

付 則

1. この学則は、令和元年 7 月 8 日から施行する。
2. 変更後の学則第 21 条第 1 項で定める施設維持費の年額については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1. この学則は、令和元年 7 月 8 日から施行する。
2. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1. この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。